

令和2年5月22日

生徒・保護者の皆様

島根県立出雲農林高等学校
校長 山根 登

新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開における ガイドラインについて（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う政府からの緊急事態宣言の発令を受け、島根県では4月20日から全ての県立学校を一斉臨時休業としてきました。1カ月を超える臨時休業期間を終え、5月25日から全ての県立学校を再開するにあたっては、これまでと同様に感染拡大防止のための万全の校内体制を整えることが求められるだけでなく、「三つの密（密閉・密集・密接）」を避けながら生徒たち一人一人の健やかな学びを保障する「新しい学びの環境づくり」を進め、段階的に学校教育活動の再開を行っているところです。

これからは、新型コロナウイルスと向き合いながら学校生活を営むための新たな行動スタイルの在り方を、生徒及び教職員一人一人が考え、行動し、定着させていくことが求められます。

そこで県からの示されたガイドラインに沿って、以下に示す本校のガイドラインを作成し、より一層安心・安全な学校づくりを進めてまいります。各家庭でも、引き続き適切に対応いただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

記

【学校再開におけるガイドライン（出雲農林高校）】

1. 保健管理等について

（1）基本的な感染症対策の実施について

① 感染源を絶つ

次の方法により、発熱等の風邪症状がみられる生徒については、自宅で休養させることを徹底する。

- ・家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認（チェックシートへの記入）
- ・登校前に確認できなかった生徒については、教室に入る前の保健室等での検温及び風邪症状の確認

② 感染経路を絶つ

手洗いや咳エチケット、マスクの着用を徹底する。教室やトイレなど、生徒が利用する場所のうち、特に多くの生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、適宜、消毒液を使用して清掃を行うなど、環境衛生を良好に保つ。

③ 抵抗力を高める

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

（2）授業等教育活動を行うにあたっての注意事項について

- ① 学校生活においては、生徒同士が接近する場面も想定されることから、教職員を含め常にマスクの着用を徹底する。ただし、体育、実習等については、別途定める。
- ② 教室等は休み時間毎に窓を広く開けて換気を行うようにし、授業中においても2方向のそれぞれ1つ以上の窓を開けるよう努める。
- ③ エアコンを使用する場合には、外側の前後の窓と廊下側の窓を一部開けるよう努める。

- ④ 教室においては、生徒の間に十分な座席の距離をとるよう努める。
- ⑤ 授業においては、近距離での会話や発声（音読など大きな発声となるものも含む）等はできるだけ避けるよう配慮する。

（３） 休憩時間等における注意事項について

- ① 教室等の換気を徹底するとともに、校舎外から教室等に入る時やトイレの後、昼食等の前後など、こまめな手洗いを徹底する。
- ② 昼食をとる際には、机を向かい合わせにしないことやできるだけ会話を控えることなど指導する。

（４） 体調を崩した生徒への対応について

- ① 校内の別室で検温、問診を行い、発熱等の風邪症状が認められる場合は、保護者の迎えを要請し、帰宅させる。
- ② 帰宅させるまでの間、他の生徒と接触させないよう別館（高志館）で静養させる。
- ③ 生徒の帰宅後はその部屋の消毒を行う。

２． 学習指導について

（１） 臨時休業期間中に実施した家庭学習の内容の評価について

- ① 臨時休業中の家庭学習の成果は、授業に準じた成果として、臨時休業期間中の学習状況の記録の提出や臨時休業期間中に与えた課題についての小テストの実施などにより、学習評価に適切に加味する。
- ② 休業期間中に課題等で取り組んだ学習内容や教科指導を中心とした計画的登校日に行われた授業内容は、一定の要件を満たす場合、学校再開後の授業において再度取り扱わない。

（２） 授業の遅れへの対応について

- ① 年間指導計画の見直し、時間割編成の工夫、学校行事の精選や夏季休業・冬季休業の短縮による授業時間の確保などにより対応する。
- ② 日曜日及び土曜日については、これまでどおり休業日とし、授業日としては取り扱わない。

（３） 実技指導や実習等を伴う教科の指導について

- ① 実技指導を伴う教科の指導にあたっては、衛生管理等をより一層徹底することに加え、「三つの密」を徹底的に回避する。
- ② 年間指導計画の中で指導の順序を変更することや共用の教材、教具、情報機器などの適切な消毒、それらを触る前後での手洗い、除菌行為の徹底をする。
- ③ できる限りマスクの着用を推奨するが、着用については熱中症予防等を考慮し適切に判断する。
- ④ 更衣室等の利用については短時間の利用としたり、一度に大勢が使用したりしないよう工夫する。
- ⑤ 次のような学習活動については、適切な感染症対策を講じた上、飛沫が飛ぶことを防ぐ、長時間の密集状態を避けるなどの点を徹底した上で実施する。
 - ・音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体接触を伴う活動
 - ・家庭科における調理等の実習

（４） 体育の授業での実技について

- 次の事項に留意の上、適切に実施すること。
 - ・臨時休業中において運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、当面の間、身体に過度な負担のかかる運動は避ける。

- ・授業の前後の手洗いを徹底する。
- ・できる限りマスクの着用を推奨するが、着用については熱中症予防や運動強度等を考慮し適切に判断する。
- ・生徒が密集する運動や身体接触のある運動は避け、個人や少人数で周囲と距離をとることができる運動を行う。
- ・大きなかけ声や向かい合って発声する運動は避ける。
- ・密接した隊形による集合、整列等は避ける。
- ・可能な限り屋外で実施するか、屋内で実施する場合は窓を広く開け、換気をこまめに行う。
- ・更衣室等の利用については短時間の利用としたり、一度に大勢が使用したりしないよう工夫する。

3. 学校行事の実施について

(1) 全校集会、学年集会等について

- ① 集会を行う意義や必要性を確認しつつ、実施する時期、場所や時間、開催方法等について十分に検討を行う。
- ② 必要に応じて校内放送システム等を利用した開催を検討する。
- ③ 体育館等に集まって実施する際は、感染拡大防止の取組を行った上で、次の点に留意する。
 - ・窓を広く開け、換気に努める。
 - ・整列する際の間隔を広くとる。
 - ・短時間で終了するよう、集会等の内容を簡潔にする。

(2) 遠足、修学旅行及び研修旅行等について

- ① 実施の時期や可否について検討する。
- ② 延期を検討する場合は、行き先や交通機関の状況などの情報収集をした上で、慎重に検討する。

4. 部活動について

(1) 部活動実施上の留意事項

- ① 部活動への参加にあたっては、生徒・保護者の意思を尊重する。また、健康観察を徹底し、体調の優れない生徒は参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
- ② 活動場所の窓やドアを広く開け、換気をこまめに行う。
- ③ 複数人が使用する器具等は、定期的に消毒する。器具等を直接消毒することが困難な場合は、使用前後の生徒自身の手洗いや消毒を徹底する。
- ④ できる限りマスクの着用を推奨するが、熱中症予防や運動強度等を考慮する。
- ⑤ 活動時間は1時間程度とし、登校日以外（土日・休日等）は原則として行わない。
- ⑥ 身体接触のある練習は避ける。
- ⑦ 対人および複数で行う練習は2m程度の距離をとる。また、順番待ちの整列、集合・ミーティング等においても同等の間隔を取る。
- ⑧ ゲーム形式の練習は原則として行わない。ただし、ゲームを想定した動きを部分的に練習する内容や、2m程度の身体的距離が常時確保できる種目に関してはこの限りではない。
- ⑨ 大きなかけ声や対面による発声等は避ける。
- ⑩ 活動場所が狭く密集した状態が起こる場合は、時間をずらして同時に活動する人数を減らすなどの工夫をする。
- ⑪ 部室等の利用については短時間の利用としたり、一度に大勢が使用しないなど三つの密を避けるための工夫をする。
- ⑫ 校地外での活動、校外の運動施設及び文化施設等の利用は、原則として行わない。
- ⑬ 臨時休業中において運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動

を行うとともに、当面の間、身体に過度な負担のかかる活動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分留意する。

(2) 学校外における部活動実施について

- ① 合同練習や合宿等の実施、公式試合を含む対外試合やコンクール等への参加については、当面の間は行わない。
- ② なお、島根県で今後の専門家会議等による新型コロナウイルス感染拡大に関する見解や、県内の感染状況を踏まえ、解除について検討する。

5. 生徒の心のケアについて

- ① 学校再開後、学級担任や養護教諭等を中心にきめ細かな健康観察や面談を行い、休業期間中のストレスや感染への不安、今後の学校生活に対する不安など生徒の心の健康状況の把握に努める。
- ② 必要に応じて、スクールカウンセラー等による支援を行うとともに、相談窓口（「いじめ相談テレフォン」、「24時間子供SOSダイヤル」等）を適宜周知するなど、生徒の心のケア等に配慮する。
- ③ 新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識や情報の提供を行い、感染者、濃厚接触者、治療にあたる医療従事者等に対する偏見や差別が生じないような学校環境づくりに努める。また、そのような事案に直面した場合の生徒の心のケアを含めた支援についても、適切に対応する。

6. 寄宿舎における対応について

- ① 発熱等の風邪症状が確認された場合は、すぐに別室に移動させ、そこで静養させる。その後、速やかに保護者に連絡し、症状が続く場合、できるだけ早めに迎えに来てもらうよう相談する。
- ② 県外出身の寄宿舎生が帰省する場合、県内及び国内の感染状況等により、帰寮にあたって一定期間の健康観察が必要となる場合がある。

7. 生徒の出欠の取扱いについて

- ① 発熱や咳などの風邪の症状が見られる時は、引き続き自宅で休養とし、その場合の扱いはこれまでどおり「出席停止・忌引き等の日数」として取り扱う。
- ② 学校再開後、保護者から感染の危険性がある等の理由で学校を休ませたいとの申し出があった場合には、これまでと異なり、原則として「出席停止・忌引き等の日数」とは取り扱わない。
- ③ 感染経路が不明な患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると校長が判断した場合には、「出席停止・忌引き等の日数」とすることができる。